

個人番号（マイナンバー）を利用した業務委託のご説明

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「行政の効率化」、「国民の利便性の向上」、「公平・公正な社会の実現」を目的に、2017年1月に提出する源泉徴収票、支払調書にマイナンバーの記載が義務付けられました。そこで、日本糖尿病教育・看護学会では、事務局業務を委託している株式会社ガリレオに、マイナンバーの取扱い（収集、保管、学会の承認を受けた提供先への提供および削除・廃棄）の事務を委託しました。

つきましては、誠にお手数ではございますが、本学会より、給与(日当含む)または報酬等のお支払いを受けた皆様には、ご本人のマイナンバーを所定の方法で株式会社ガリレオまでご提出くださいますよう、何卒ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 利用目的

ご提出いただきましたマイナンバーは、本学会が行う、次のそれぞれの手続きに利用します。

- 給与・報酬支払に係る税務事務手続き
- 社会保険（労働保険）に係る事務手続き

2. 利用範囲

ご提出いただきましたマイナンバーを含む個人情報は、本学会のマイナンバー収集・保管事務委託先である株式会社ガリレオを通じて、本学会が税務事務もしくは社会保険事務を委託した会計士（税理士）事務所ならびに社労士事務所へ必要に応じて提供されます。また、マイナンバーを記載して作成されました税務・社会保険事務書類は、法律の定めに応じて地方自治体および各管轄官庁へ提供されます。

3. マイナンバー提出対象者

- 2016年1月1日以降に本学会より給与を受け取られた方
 - 2016年1月1日以降に本学会より年間5万円を超える報酬を受け取られた方
- ※ 日当におけるマイナンバー収集対象基準額は、年間通算で日当総額30万円超となります（ただし、継続的な労働契約等による月給の場合はこの限りではありません）。また、報酬におけるマイナンバー収集対象基準額は、年間通算での報酬総額5万円超となります。1回もしくは複数回の報酬支払いにより上記の金額に該当すれば取得対象となります。

4. 保管等

マイナンバーの保管、廃棄につきましては、株式会社ガリレオの管理下のもと適切に保管、廃棄を行い、上記に示された利用目的以外の業務には使用いたしません。詳しくは、株式会社ガリレオの「特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」をご確認ください。

http://www.galileo.co.jp/japanese/entry/privacypolicy_mynum

以上